

令和 8 年度
市立施設(幼稚園・保育所)
運営法人募集要項

(募集番号：2026 年度第 1 号 横井幼稚園・横井保育園・富原保育園)

令和 8 年 8 月

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部

こども園推進課

本市では、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」（平成 24 年 12 月策定）及び「施設配置の最適化における公立施設の整備等の進め方について」（平成 28 年 3 月策定）に基づき、市立施設（幼稚園・保育所）の民営化を進めているが、今回、以下の市立施設を対象に幼保連携型認定こども園として運営できる法人を募集する。

1. 運営法人を募集する市立施設（募集番号：2026 年度第 1 号）

以下の市立施設 3 園を一体化して運営するものとする。

- ・ 岡山市立横井幼稚園 岡山市北区横井上 194 番地
- ・ 岡山市横井保育園 岡山市北区横井上 190 番地 1
- ・ 岡山市富原保育園 岡山市北区富原 1148 番地

※ こども園整備地は、岡山市立横井幼稚園敷地（以下参照）です。

2. 募集条件

募集条件は以下のとおりとする。

(1) 施設類型

幼保連携型認定こども園

(2) 利用定員

1 号認定児 30 人程度 2 号・3 号認定児 90 人程度 合計 120 人程度

(3) 土地

幼保連携型認定こども園を整備する土地は、以下の横井幼稚園敷地とし、本市が運営法人に無償で貸与する（横井保育園、富原保育園敷地は整備対象外とする）。貸与期間は、賃貸借契約締結日から 30 年間とする。貸与期間は、岡山市に対し申出ることによって延長できる。

なお、土地の造成や工作物、地下埋設物の撤去等に費用が生ずる場合は、運営法人の負担とする。

また、以下の土地を活用しつつ、別に近隣土地を取得もしくは賃借して、園の敷地や駐車場等として活用することは妨げない。

	所 在	地 番	地 目	公簿地積
①	岡山市北区横井上	194 番	学校用地	2,684 m ²
計	－	1 筆	－	2,684 m ²

(4) 建物等

上記 2(3) の土地にある既存の建物等（一部のフェンスを除く）は岡山市において解体・撤去するものとし、建物等の新設整備は運営法人が行うこと。

園庭を広く確保することを意識して施設配置を計画すること。

工事（既存園舎の解体、園舎新築等）期間中の横井幼稚園在園児の生活場所については、岡山市において整備する予定としている。

また、仮設許可を市で取得する予定であるため、整備予定の園舎については仮設許可基準を満たす用途、面積となるよう担当者と協議をすること。

(5) 施設整備及び開園時期

施設整備：施設整備は、補助金内示後に運営法人が整備を開始し、以下開園時期までに完工すること。

開園時期：原則として令和 12 年 4 月 1 日

3. 応募資格

- (1) 学校法人又は社会福祉法人であって、令和 8 年 4 月 1 日時点で幼稚園、認可保育所又は認定こども園を運営し、かつ 5 年以上の運営実績を有していること。
- (2) 本市の就学前教育・保育行政をよく理解し、積極的に協力できること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 事業を遂行できる十分な資力・知識・技術能力等を有し、財務内容が適正であり、継続的に安定した施設運営を行うことができること。
- (5) 事業を実施するために必要な経済的基盤として、応募する計画に係る以下の資金の合計を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、当座預金等）により有していること。
 - (ア) 年間運営費の 12 分の 1 以上の資金
 - (イ) 施設整備事業に係る費用の総額の 10% に相当する資金なお、その資金は施設整備事業費に充当すること。
- (6) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

4. 運営条件

「岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年市条例第 120 号）、「岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年市条例第 122 号）、「岡山県福祉のまちづくり条例」（平成 12 年岡山県条例第 1 号）、「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」（平成 29 年市条例第 9 号）、その他児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令及び通知・通達等に準拠した運営を行うこと。

また、以下の内容を確実に実施すること。

- (1) 延長保育
施設の基本開所時間は 1 日 11 時間とし、基本開所時間の後に 1 時間以上の延長保育を実施すること。
- (2) 一時預かり事業
1 号認定児の基本教育時間は午前 9 時から午後 2 時までとし、基本教育時間の前後及び長期休業日において、一時預かり事業を実施すること。
- (3) 1 号認定児の選考方法
1 号認定児について、定員を超える申し込みがあった場合の選考方法は以下のとおりとすること。

- ① 持ち上がりの児童を優先すること。
- ② 横井小学校区に居住する持ち上がりの児童の弟妹を優先すること。
- ③ 横井小学校区に居住する児童を優先すること。

その他の選考方法を設定する場合は、当該選考方法を上記①～③より下位の順位とすること。なお、選考は公平を期するため、抽選等の方法によって行うこと。

(4) 障害児保育

障害のある子どもの受け入れを積極的に行うこと。

また、受け入れ数に応じた保育教諭等の配置を行うこと。運営法人は、職員に対して発達障害等に関する研修会を定期的に開催する等、発達障害等に対する理解を深めること。

(5) 利用料金

入学金、施設整備費等の上乗せ徴収は原則として行わないこと。給食費、延長保育料、おむつ廃棄料の保護者の費用負担については、公立園の料金を意識して設定すること。

また、実費徴収を伴う習い事等については、法人職員、在園児保護者及び本市職員による三者協議会にて協議を行った上で実施すること。

(6) 教育・保育の目標及び内容

横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園で実践している教育・保育の目標及び内容を、岡山型一貫教育(※)の理念を踏まえ共同教育・保育等を通じて可能な限り引き継ぐこと。

※ 岡山型一貫教育：岡山市で進める中学校区ごとに指導方針を一貫させた教育のこと。

(7) 行事

横井小学校及び地域との交流行事等、横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園において実施している行事は、関係者と調整の上、移管後も行うこととし、詳細については三者協議会にて決定すること。

また、クリスマスやひな祭り等、社会通念上一般的な行事をのぞき、宗教的な行事は行わないこと。

(8) 職員配置等

- ① 開園までに、定員数に対して必要な職員数を確実に確保すること。また、年齢や経験を考慮したバランスのとれた職員配置に努めること。
- ② 調理員は、食数に応じた職員数を配置するとともに、アレルギー食、離乳食にも対応すること。
- ③ 職員の資質向上及び人権尊重の理念に基づく教育・保育を推進するため、職員の研修参加の機会を確保するとともに、積極的な参加を促すこと。
- ④ 横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園の職員（会計年度任用職員）に情報提供するため、岡山市に対して採用に関する情報を遅滞なく提供すること。

(9) その他

園庭開放については、園の運営に支障のない範囲での実施を検討すること。

横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園で実施しているボランティア行事についても継続することとし、実施回数や方法については、三者協議会にて決定すること。

また、運営法人は横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園が参加している地域の協議会

等には必ず参加すること（市立園のみを対象としているものは除く）。

5. その他の条件

上記 2 及び 4 に定めることの他、以下の内容を確実に実施すること。

(1) 工事説明会

整備に着手する前に、地元関係者等を対象にした工事説明会を実施し、その結果を本市に報告するとともに、地元関係者等の要望等に誠実に対応すること。工事にあたっては、横井幼稚園、横井保育園及び横井小学校の児童の登下校時の安全確保及び学習環境の確保のため、十分な交通安全対策及び防音・防じん・振動対策を行い、近隣住民の安全に最善の注意を払うこと。

(2) 三者協議会

運営法人として決定した後、法人職員、横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園の在園児保護者並びに本市職員による協議(三者協議会)を定期的に開催し、保護者の要望等には本市と相互に協力の上で誠実に対応すること。

＜三者協議会で協議して定めるもの＞

園歌、制服・用品(移管前の園の継続利用を含む)、園行事、保護者会活動、通園ルール、送迎用駐車場の利用方法、習い事、その他

(3) 送迎用駐車場・駐輪場の整備と交通安全対策

上記 2(3)に定める土地内に、利用定員の 10%以上の送迎用駐車場を整備すること。ただし、近隣土地の取得等により整備する場合はこの限りではない。

また、適切な広さの送迎用駐輪場（屋根付き）を整備すること。

なお、上記 2(3)に定める土地の前の道路は時間帯通行禁止（午前 7 時～午前 9 時）の規制がかけられており、横井小学校の通学路と交差もするため、駐車場の整備計画を立てる際は横井小学校や警察等の関係機関と十分協議の上進めること。

また、通学児童、歩行者及び一般車両の安全な通行のため、岡山市と協議の上で渋滞緩和や交通安全対策（交通誘導員の配置等）を講じること。なお、緊急時対応用の職員の車を除き、職員の駐車場は上記 2(3)に定める土地以外で確保すること。

(4) 共同教育・保育

運営法人は、施設の運営を開始する前に、180 日程度の共同教育・保育を実施すること。

また、実施にあたっては、実施方法等について本市職員並びに横井幼稚園、横井保育園及び富原保育園職員と十分に協議を行うこと。

(5) 在園児の受入れ

移管前年度の横井幼稚園の在園児のうち、移管後の認定こども園に 1 号認定での入園を希望する者は確実に受け入れること。

また、移管前年度の横井保育園及び富原保育園の在園児のうち、移管後の認定こども園に 2・3 号認定での入園を希望する者は確実に受け入れること。

(6) 名称

施設の名称には「横井」を使用することとし、地元関係者等と十分協議の上決定すること。

(7) 園児の健康・安全への対策及び安全な環境の確保

運営法人は、園児の健康及び安全のため、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができる体制等を整備すること。

また、園の安全な環境確保のため、外部からの不審者等の侵入防止のための措置等不測の事態に備え必要な対応を行うこと。

(8) 保護者の理解と相互関係の構築

運営法人は、常に保護者との連携協力関係を築くとともに、保護者の相互理解が深まるような取組みを実施すること。

また、開園後1年以内に利用者アンケートを実施すること。

(9) 地域との協力関係の構築

運営法人は、地域住民との連携協力関係を築き、地域に根ざした園づくりをすること。

また、育児相談等地域の子育て支援を積極的に取り組むこと。

(10) 協定書の締結

運営法人は、本市と協定書を締結した上で、その内容を確実に履行すること。

6. 募集要項の配布

【日 時】 令和8年8月31日(月曜日)から令和8年10月30日(金曜日)まで

※ 募集要項、各種様式及び事前協議申請書は、岡山市公式ホームページからダウンロードすること。

7. 事前説明、現地説明及び事前協議

応募者の提案内容が、保護者や地域に寄り添った内容となるよう保護者及び地域の意見並びに園の状況等を市から事前説明するので日時を予約すること。

希望する法人に対しては、現地説明を行う。こども園推進課において日程調整するので、速やかに申し出ること。

事業内容等についての確認のため、提出書類の提出に先立ち、事前協議を必須とする。

事前協議の日時を予約の上、事前協議申請書に必要事項を記入し、図面等と一緒に協議当日に持参すること。

事前説明及び事前協議以外で確認したい事項がある場合は、相談期間内において随時対応する。

【日 時】 令和8年8月31日(月曜日)から令和8年10月30日(金曜日)

(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)

【場 所】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部

こども園推進課(岡山市役所本庁舎12階)

【協 議】 事前協議は、法人の代表者、事業責任者又は施設長予定者のいずれかが同席す

るものとし、代理人のみによる協議や、電話による協議は受け付けない。

【連絡先】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎 12 階) 電話：086-803-1430(直通)

8. 提出書類の受付

事前協議が終了した法人は、以下のとおり提出書類を提出すること。

- 【受付期間】 令和 8 年 11 月 16 日(月曜日)から令和 8 年 11 月 30 日(月曜日)まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(時間厳守)
- 【提出方法】 提出は持参のみとし、郵送等による提出は受け付けない。
- 【提出先】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎 12 階)
- 【注意事項】 提出書類を受け付けた場合であっても、募集条件や応募資格等に適合しない場合は、審査は行わない。
また、受付期間終了後の応募書類の差替えや内容の変更は認めない。
- 【提出書類】 提出書類は「別添資料ヒアリング審査の着眼点」を踏まえて作成すること。
提出資料は以下のとおりとし、正本 1 部及び副本 1 部を提出すること。
また、番号の前に○印のある書類は、正本・副本とは別に 20 部提出すること。

- 1 運営計画書【運営計画】
- 2 保育事業計画書【保育計画】
- 3 ヒアリング審査質問票【ヒアリング】
 - 4 法人の登記履歴事項証明書、及び定款又は寄附行為
 - 5 施設長就任承諾書
- 6 履歴書(施設長予定者)【履歴書】
 - 7 施設長予定者に関する書類(資格を証明する書類, 前歴証明書, 身分証明書)
 - 8 運営施設一覧
 - 9 法人監査実施状況及び法人監査結果通知(写し)
 - 10 施設監査実施状況及び施設監査結果通知(写し)
 - 11 教育・保育評価実施状況
- 12 整備運営資金計画書【資金計画】
 - 13 自己資金内訳書(残高証明書)
 - 14 借入金明細書
 - 15 借入金償還計画書
 - 16 施設整備を行う年度及び事業開始年度の収支見込計算書
- 17 建物の平面図(各室の用途, 保育年齢, 定員, 床面積, 内法面積を明示していれば良い), 配置図, 立面図【図面】
 - ※図面自体を採点対象とはしない。
- 18 部屋別面積調書【面積調書】
- 19 工事設計書
- 20 工事工程表【工程表】

- 21 関係機関との事前協議状況表【協議状況】
- 22 事業開始年月日を確認できる書類（パンフレット等で可）【参考資料】
 - 23 福祉サービス第三者評価受審確約書
- 24 直近 3 か年の収支決算書、事業活動計算書及び貸借対照表【決算書】
 - 25 財務状況チェック表
 - 26 運営計画に係る議事録(理事会議事録, 評議員会議事録等)
 - 27 国税及び地方税(県, 市)の滞納がない証明(納税証明書, 滞納無証明等)
 - 28 その他審査に際し必要と認める書類(原本証明等)

【提出書類の綴り方】

提出書類は、書類番号順に仕切紙で分けて、左綴じでフラットファイル等に折り込むこと。

各書類は全てA4 サイズ(片面印刷)とし、仕切紙には書類番号を表示したインデックス(見出し)をつけること。ただし、「17 建物の平面図, 配置図, 立面図」はA3 サイズ(片面印刷)とする。

正本・副本以外の 20 部は、左綴じ用の穴をあけ、仕切紙にインデックスを文書名(【 】の名称)でつけること。

正本・副本以外の 20 部は、表紙及び背表紙に法人名等の表記はしないこと。

9. 審査及び評価

審査は、応募件数に関わらず、令和 9 年 1 月頃に開催予定の岡山市児童福祉審議会にて行うものとする。

「書類審査」(50 点満点)及び「ヒアリング審査」(60 点満点)とし、計 110 点を満点とする。

ヒアリング審査の日時・場所は、本市が指定し、後日通知するものとする。

(1) 書類審査の項目

審査項目の詳細及び配点は、書類審査基準表のとおりとする。

(2) ヒアリング審査の項目

審査項目の詳細及び配点は、ヒアリング審査質問票のとおりとし、審査項目ごと 10 点を満点として、「別添資料ヒアリング審査の着眼点」も踏まえて審議会委員が採点し、項目ごとの平均点の合計を点数とする。

(3) 評価基準

書類審査の合計点が 25 点未満の場合、及び書類審査とヒアリング審査の合計で 65 点未満の場合は選考から除外する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類が、提出期限後に提出された場合
(ただし、本市が提出するよう指示したものは除く。)
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出書類等に重大な違背行為があったと本市が認める場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行ったと本市が認める場合
- ⑤ 本件の審査に係る岡山市児童福祉審議会委員への接触があったと本市が認める場合

- ⑥ 本募集要項の条件を満たさない場合
- ⑦ 運営法人として相応しくない事項があると本市が認めた場合や、関係法令等に違反すると本市が認めた場合

10. ヒアリング審査

ヒアリング審査の出席者は2人以内とする。施設長予定者は必ず出席するものとし、発言は原則として施設長予定者が行うものとする。

ヒアリング審査では、保育事業計画等について、口頭で審査項目全てを漏れなく説明を行い、その後、岡山市児童福祉審議会委員による質疑応答を行うものとする。

11. 運営法人の決定及び結果通知

書類審査及びヒアリング審査の得点により順位付けをし、最高点の法人を運営法人とする。なお、審査結果については、応募法人全員に通知するものとする。

12. 運営法人選定及び開園までの主な日程

内 容	日 程
募集開始	令和8年 8月 31日(月曜日)
事前説明, 現地説明	令和8年 8月 31日(月曜日)～ 令和8年 10月 30日(金曜日)
事前協議(事前説明後)	令和8年 8月 31日(月曜日)～ 令和8年 10月 30日(金曜日)
相談期間	令和8年 8月 31日(月曜日)～ 令和8年 11月 30日(月曜日)
提出書類受付	令和8年 11月 16日(月曜日)～ 令和8年 11月 30日(月曜日)
審議会開催・運営法人決定	令和9年1月頃
国補助金交付申請・内示・交付決定	運営法人決定後
施設整備着手	補助金内示後
開園	令和12年 4月

13. その他の留意事項

- (1) 提出書類等は返却しないものとする。また、提出書類等は情報公開の対象となり、請求により開示することがあるので、その点を承知の上で提出すること。
- (2) 本件の応募に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 審査の必要上、応募者が運営する施設等の状況について、現地確認や調査を行うことがあるので、その場合は積極的に協力すること。
- (4) 資金計画において、国や市の施設整備費補助金の活用を見込んでいる場合であって、応募者の責に依らない事由により施設整備費補助金が活用できなくなった場合は、応募者から

の申し出により運営法人としての決定を取り消すことがある。

- (5) 運営法人として決定した後の計画変更は原則として認めない。ただし、教育・保育の質の向上につながる内容や軽微な変更等であって、審査結果に影響を与えない場合のみ、本市との協議の上で認めることがある。
- (6) 運営法人として決定した後に、当初の施設整備計画や借入金等資金計画に大幅な変更があった場合は、運営法人としての決定を取り消すことがある。
- (7) 運営法人として決定した場合であっても、法令の規制等により事業計画の実施が見込まれない等、事業実施が困難と本市が判断した場合は、運営法人としての決定を取り消すことがある。
- (8) 本件審査に係る岡山市児童福祉審議会委員への接触は、直接又は間接を問わず禁止する。
- (9) 審査の公平性を期するため、応募者及びその関係者等から、本市担当者等に対し提出書類や事業計画の優劣等についての質問、相談等を行うことは、審査の前後を問わず禁止する。
- (10) 事業計画等に対する応募者以外から本市担当者等への質問等へは、一切応じない。
- (11) 本件は運営法人を決定するためのものであり、本市補助金を見込んだ事業計画により運営法人として選定された場合であっても、補助金の交付は予算に係る市議会の議決により決定するものであるため、運営法人としての決定は、補助金の交付を約束するものではない。国から内示が下りない場合は、補助金の交付を受けられないので注意すること。
なお、補助金の交付には別途手続きが必要であるため、当該手続きにおいては本市の指導及び指示に従うこと。また、補助金の支払いは、施設整備の完了検査後、当該補助金の実績報告が承認された後に一括払いとする。
- (12) 地元関係者や地域住民への説明や関係機関等との協議は、応募者の責任において行うこと。なお、運営法人として決定した後や、補助金の交付決定の後であっても、地元の反対運動等により事業の実施に支障があると本市が認める場合は、その決定を取り消すことがある。
- (13) 運営法人は、事業計画を確実に履行し、施設整備及び運営にあたっては、関係法令等を順守し、本市の指導及び指示に従うこと。
- (14) 施設整備に補助金を活用する場合は、施設整備に係る契約の締結等について、岡山市契約規則に準拠して行うこと。

<連絡先・提出先>

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所本庁舎12階

岡山市 岡山っ子育て局 保育・幼児教育部 こども園推進課

電話：086-803-1430(直通)